

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北斗市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道北斗市長

## 公表日

令和3年11月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・北斗市(以下「市」という。)は、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。</p> <p>・介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者にかかる申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理</p> <p>③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給</p> <p>④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請にかかる事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答</p> <p>⑧保険料滞納者にかかる支払方法の変更</p> <p>⑨保険給付の支払の一時差止め</p> <p>⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付</p> <p>⑪保険料の賦課・徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1(68の項)</li> <li>・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」及び「介護保険法」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項)</li> <li>(別表第二における情報照会の根拠)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(93の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(94の項)</li> <li>・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第46条、第47条)</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部保健福祉課
②所属長の役職名	民生部保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北斗市総務部総務課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北斗市民生部保健福祉課 〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号 0138-73-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1(68の項)	・番号法第9条第1項 別表第1(68の項) ・番号法別表第1表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	民生部保健福祉課長 安藤 裕樹	民生部保健福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	
令和3年3月8日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」及び「介護保険法」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108、117の項)	事後	再評価
令和3年3月8日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(93の項) :第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(94の項)	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」に該当する項(94の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第46条、第47条)	事後	再評価
令和3年3月8日	II-1-いつ時点の計数か(対象人数)	令和2年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	再評価
令和3年3月8日	II-2-いつ時点の計数か(取扱者数)	令和2年6月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	再評価
令和3年11月25日	II-1-いつ時点の計数か(対象人数)	令和3年2月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和3年11月25日	II-2-いつ時点の計数か(取扱者数)	令和3年2月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和3年11月25日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法の一部改正による修正
令和3年11月25日	IV-8	[ ]自己点検 [O]内部監査 [ ]外部監査	[O]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	事後	評価書の見直し